



2015年4月9日

各 位

会 社 名 ミニストップ株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮下 直行
(コード番号 9946 東証1部)
問合せ先 管理担当 伊藤 嘉規
(TEL 043-212-6471)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年4月9日開催の取締役会において、2015年5月20日開催予定の第36期定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 当社では、さらなる本部機能の強化や業務効率の向上をはかるため、現在、千葉市に置く、当社本部事務所への一層の経営資源の集約を計画しております。つきましては、当該本部事務所所在地へ本店を移転するため、現行定款第3条に定める本店の所在地を東京都千代田区から千葉市に変更するとともに、あわせて、現行定款第12条第2項に定める株主総会の招集の場所に関する規定を削除するものであります。
- (2) 本件定款一部変更の効力発生時期について、2015年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする旨の附則を設けるとともに、本附則を、当該本店移転日経過後に削除するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都千代田区</u>に置く。</p> <p>(招集の時期および場所) 第12条 当社の定時株主総会は、次条に定める基準日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。 ② <u>株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、千葉市において招集することができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>千葉市</u>に置く。</p> <p>(招集の時期) 第12条 当社の定時株主総会は、次条に定める基準日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。</p> <p>(削 除)</p> <p>附 則 第1条 <u>第3条および第12条の変更は、2015年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該本店移転日経過後、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015年5月20日

定款変更の効力発生日 2015年11月30日までに開催される取締役会において決定する本店移転日

以 上